

令和3年度第5回社会教育委員の会議 議事録

令和3年度第5回清瀬市社会教育委員の会議が令和3年12月24日に開催された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 令和3年12月24日（金）午後3時00分～4時30分
- 2 会 場 生涯学習センター7階 アミューホール
- 3 出席委員 （対面参加）
高井正委員、齊藤しのぶ委員、西田由美子委員、菊地俊一委員、永嶋昌樹委員、玉置昌也委員
- 4 事務局 峰岸義治（生涯学習係長）、若林幹輝（生涯学習係主事）

1 開会

高井議長：第5回社会教育委員の会議の開会を宣言。

事務局：松山委員欠席の旨を報告。

自己紹介（委員、事務局）

資料の確認（会議次第、成人記念式典報告資料）

（事務局）

最初に、委員改選後第1回目の会議ということで、社会教育委員の役割について簡単ではあるが、事務局から説明を行いたい。

社会教育委員は社会教育法で規定されており、お手元の資料は社会教育法の抜粋である。第4章に社会教育委員のことが明記されている。

第15条では、都道府県と市町村に社会教育委員を置くことができる。

第15条の第2項では、社会教育委員は教育委員会が委嘱する。と規定している。

第17条では、社会教育委員の職務について書かれている。

職務としては、

第1号では、社会教育に関する諸計画を立案すること。

第2号では、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

第3号では、前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

17条の2項では、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

17条の3項では、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について

て、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。ということが、明記されている。

また、第18条では、社会教育委員の委嘱の基準等について明記されている。

続いて、清瀬市で定めている清瀬市社会教育委員条例について、簡単ではあるが説明する。

社会教育委員の定数については、第2条で、7人以内とし、任期については、第3条で、2年と定めている。また、第4条で、会議に、議長及び副議長1人を置き、議長及び副議長は、委員の互選とする。と定めているため、後程選任をお願いしたいと思う。

委員の皆様には、このような法律・条例に基づき、今後、社会教育委員として活動していただきたいと思う。

それでは、議題の一つ目に入っていきたい。

正副議長が選任されるまでは、清瀬市社会教育委員条例第4条に従い、年長者の高井委員に議長職務代理をお願いしたい。

2 議題

(1) 議長・副議長の選任について

(高井委員)

互選ということが定められているので、推薦があれば挙手をお願いしたい。

(西田委員)

引き続き高井委員にお願い出来ればと考えている。

(高井委員)

その他ご意見が無ければ、議長を務めたいと思う。

それでは、次に副議長についても互選となるので、務めていただける方に挙手していただくか推薦をお願いしたい。

この中では、齊藤委員が3期目で私と同じである。事務局として特に意見などがなく、また、他の委員の方々も意義がないようであれば、齊藤委員にお願い出来ればと思う。

私も、年齢が高くなってきているので、今期で退任できるよう準備していきたいと思う。

(事務局)

それでは、議長席と副議長席を用意しているため、ご移動をお願いしたい。

(高井議長)

委員3期目になり、2期目から議長をさせていただいた。私と齊藤委員が就任した時の当時の社会教育委員の役割は、成人式の企画やイベントの中身を考えたり、運営の応援という部分が主な役割だった。社会教育を変えて行きたいという教育長の想いもあり、都の課長からお話があって、今まで清瀬とは関係が無かったが、清瀬のためにできることをやらせていただければということで、就任させていただいた。生涯スポーツ方針や生涯学習基本方針について諮問して頂いて答申を出したり、現在は、コミュニティ・スクールについて議論している。まだまだ課題は多くあると思うが、出来ることについて力を発揮していきたいと思っている。

(齊藤委員)

高井委員と同じく3期目になる。最初は、成人式のことだけに携われば良い、というような時期に就任した。会議に出ているうちに皆様のご意見を伺ったり、研修会に参加するうちに社会教育委員は何をすべきなのかについて学んできたつもり。しかし、2期経ってみて振り返るとこれをやったというものがまだあまり無いように感じているので、これからの2年間で「これを達成した」というものを創ればよいと思っている。

(高井議長)

定数は7人だが、今期委嘱するのは6人であるか。

(事務局)

本日、松山委員がご欠席のため、実数も7人となる。

(高井議長)

松山委員は、大坂教育大学の特任講師をしている。出会った時から早稲田大学の非常勤講師や荒川区の研究機関で研究員をされている。任期途中で大坂の方に異動されていて、通常はzoomで会議に参加している。

定数7名の内、女性が3名、男性4名というジェンダーの割合になっている。

先程、事務局から社会教育委員の基本的な役割について説明があったが、私からも少し説明をさせていただければと思っている。

先ほど、ご説明していただいた中で触れられなかった部分の大きなものとしては、社会教育法13条「審議会への諮問」というところである。社会教育団体に対して市が補助金を交付しようとした時は、社会教育委員の会議の意見を聞かなければ出すことが出来ない、とし

ている。

それでは3番目の意見交換に入っていこうと思う。

コミュニティ・スクールの規則や設置校について、現在、同日同時間に開催中の教育委員会定例会に上程中であるが、今どのような状況なのかも含めて事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

本日、今まで社会教育委員の会議で議論いただいたことを踏まえて作成した、学校運営協議会規則と設置校について教育委員会に上程している。本日同時開催の会議で議論していただいている。お手元の「学校運営協議会規則(案)」という資料をご覧ください。

作成した際のポイントとしては、第5条の「学校運営等に関する意見の申出」について、どの程度の標記にするかという部分である。今まで、教育委員会臨時会と社会教育委員の会議で「学校運営協議会に付与する権限の範囲について」ご意見をいただいたため、意見を反映させ、再度法律を確認しながら検討を行った。

その結果、

1. 学校運営協議会は対象学校の運営全般について意見を述べるができる
2. 学校運営協議会は対象学校の職員の採用や任用に関して任命権者に対して意見を述べるができる。

とした。

ただし、3点の制限を設けることとした。

1. 特定の職員の「任用、分限、懲戒」に関することに対しては意見を述べるができない。
2. 当該職員が都職員の場合は、市教育委員会を経由して意見を述べなければならない。
3. 市教育委員会に対して意見を述べる時は、あらかじめ校長の意見を聞かなければならない。

このように、学校運営協議会を設置した際の旨味の部分を活かしながらも、制限を設けることで学校運営に混乱を招かないようにする、という内容にした。

次回会議の際は、本日の結果とコミュニティ・スクール設置に向けた今後のことについてご報告する。

(高井議長)

新任の方もいらっしゃるので、前提としてコミュニティ・スクールの概要について事務局から簡単にご説明をいただきたい。

(事務局)

まず、学校運営協議会とコミュニティ・スクールは同義である。学校の経営計画や校長が

作成した方針などを、地域の人を委員として招き入れた協議会が賛同しなければ勝手に学校経営をしていくことが出来ない、というもの。清瀬市では、令和4年度から1校設置予定で、お手元の資料はその規則になる。学校運営協議会の委員は、第8条に明記している。保護者、地域住民、対象学校の校長・教職員、学識経験者、行政職員などとなっており、この方々が校長の経営計画などを承認する権限を持っている。

地域と学校が協力していくことによって、地域力の向上や学校の課題を解決する方策の一つとなる。

(高井議長)

学校運営協議会を導入した学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶので、同じようなものだと考えて頂ければと思う。大元の法律は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というものがある。教育委員会に任命された運営委員が、一定の権限と責任をもって、学校運営にとって必要な支援を協議する合議制の機関となる。似たようなものに学校評議員制度があるが、これは、簡単に言えば校長先生の相談役のようなもの。学校運営協議会とは「合議制」か否かという部分で異なっている。大きな機能として3つある。

機能の一つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。つまり、学校経営計画を承認する、というもの。今までは、校長が作成したものを教育委員会に提出すればよかったが、コミュニティ・スクールでは学校運営協議会の承認が必要となってくるので、校長先生は協議会に納得していただくまで説明する必要がある。その部分から市民が関わっていくことになる。

2つ目は、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べることができる、というもの。これについては、「出来る規定」なので、述べなくても良いということになる。特定の個人の任用については意見を述べるが出来ない、という制限を設けているので、学校の経営計画を実現するために必要な分野の先生(特定個人ではない)の任用に対しての意見であれば述べる事が出来るというもの。人事の具申件については、全国でも意見が分かれている部分であるので、具申件を付与しない方が良いという意見もある。今日の教育委員会でのように決定していくのかについても関心を持って、今後の会議での議論を聞いていただければと思う。

ちなみに、全国の小中学校と義務教育校でのコミュニティ・スクールの設置は1万485校である。37.3パーセントの導入率になっている。高校まで含めると33パーセント程度に落ちるが、小中学校では、1年で1800校導入されているペースであり、数年前に努力義務となったことから、加速度的にペースが上がってきている。

この規則が承認されれば、清瀬市でも令和4年度1校設置という状況になっている。今までの社会教育委員の会議で規則の中身についても、人事の具申権についてなど具体的な部分を議論してきた。

何か確認しておきたいことなどはあるか。

(永嶋委員)

コミュニティ・スクールの趣旨としては理解した。全国の導入の取り組みの中で、コミュニティ・スクールのデメリットのような部分が出てきているのか。

(高井議長)

一番良く言われているのは、コミュニティ・スクールの設置は出来たが、運用があまり上手くいっていない、という所がある。清瀬市は、一律で設置するわけではなく、モデル校での運用から始まり、良い事例を積み重ねていこう、というやり方だと思うが、全国では一律で2年くらいの中に全校設置してしまうところもある。統計上は設置率の数字が上がるが、準備が十分でないまま設置してしまうと、形骸化してしまうケースがある。コミュニティ・スクールになったら何をどのように実施していくか、また、学校の経営計画や組織はどうなっているのかを、地域の方が学校の先生と一緒にじっくり勉強することで、自発的に「やりたい」という想いが出てきた後で設置することが大切だと思っている。

他には、説明が不十分だと、学校の先生が負担が大きいとってしまう事例もしばしばある。地域の方が承認をすることになるので、大前提として学校の先生と地域の方との間で信頼関係がないと成り立たない仕組みである。清瀬市では、学校支援本部がかなり活発になってきているが、順調に行っている学校とあまり学校支援本部を受け入れてくれない学校があり、温度差がまだまだある。温度が低い学校にコミュニティ・スクールを導入すると負担感が大きく感じてしまう可能性が高いと言われている。

菊地委員の立場から、コミュニティ・スクールの設置を躊躇する理由としてどのようなことが考えられるか。

(菊地委員)

教員を説得できていない、賛同を得られていないところが大きな理由だと感じる。教員もだいぶ意識が変わってきているとは思いますが、自分の授業を見られることに抵抗があるなどの意識があるのだと思う。あとは、先程の懇談会でも話があったが、地域の方が増えることで打合せの時間などが増え、負担感が増えるという意見が教員にあると思う。今まで通りで上手くいっているのであれば、このままでいいんじゃないかという意見もある。

(高井議長)

教員の意識がどうすれば前向きになっていくかという部分がネックだと思う。

教員の意識という部分で、困った状況を一番実感されているのが齊藤委員だと思う。やはり、学校による温度差をかなり感じられていると思うが、いかがであるか。

(齊藤委員)

学校によって温度差はかなりある。どうぞ入って下さい、という学校もあれば、なんで入

ってくるんだ、という反応をする学校もあるのが正直なところである。そういう学校を変えていこうとして、ぐいぐい入っていくと益々拒否をされてしまうので、少しずつ寄り添いながら困っていることを解決できるよう、先生が心を開いてくれるような状況作りをしていくことが大切だと思っている。

(永嶋委員)

地域の方が授業を見ることもあるのか。

(齊藤委員)

専門的な職能を持った方もいらっしゃるので、授業講師をお願いする場合もある。

(菊地委員)

教員の個人的な繋がりで講師をお願いする場合があるが、それだと教員が異動した場合、繋がりが切れてしまうのであまりいい体制ではない。コーディネーターの方を介して紹介してもらったり、コミュニティ・スクールの導入で継続的な体制が整えられると思っている。

六小では、教員の間で抵抗感はないが、今までの担任時代などを思い返してみると、「地域の人を入れると時間を取られちゃうから負担が増えるよ」という意識はあったと思う。

(高井議長)

学校が必要とするゲストティーチャーや新しい教育機能などをコーディネーターに聞けば一生懸命探してくれる。探すまでには、なぜそのような人を探すのかなどの意見交換をしないと出来ないが、話し合いがあった上で出来る事なので、そこを「業務量が増えてしまう」と捉えるのか、「自分が探すまでもなく先生の意見を踏まえてコーディネートしてくれる」と捉えるのかが分かれる。良いコーディネートをしてもらった経験があれば先生からの信頼感が高まっていくと思うが、しっかりと打合せの無いままコーディネートすることになると、信頼関係を築くことが出来ない。

(菊地委員)

実際、齊藤委員にコーディネートして助けていただいた。一人での学習が難しくサポートが必要な生徒がいたので、誰かいい人を紹介していただけないか泣きついたことがあるが、すぐに動いて下さって学校を助けて下さった。六小では実際にそういう経験があるので、学校だけではやっていけないので助かっているという実感を持っている。

(永嶋委員)

コミュニティ・スクールは効果があるものだが、形骸化しないように気を付けなければい

けないということなのですね。

(高井議長)

そのためには、教育委員会からの支援も必要。校長も教育者であり、純粋な経営者ではないので、研修の機会も大切にすべき。様々な教育資源を最大限活用して子どもたちや地域の教育力を上げるための経営手腕を発揮することが、校長に求められているのだと思う。私が以前にいた足立区では、かなり昔から取り組んでいた。「開かれた学校づくり協議会」という組織を置いて、小・中学校で学校選択制をとっていた。年に2回1週間学校を開放して誰でも学校に入れる機会を作り、協議会メンバーが事業評価をした。学校には、見られている立場なんだということを理解していただいた。

そういうことを嫌がる先生も多かったが、アンケートをとって先生に届けると、今まで気が付かなかったことに気が付くことが出来たという先生の声もあり、先生の指導についてスムーズにいくようになったという意見もあった。もちろんそこに至るまでには、校長会で「一般市民が授業を評価するのか」と議論になったこともあった。市民に外部評価を多くやっていただくことによって、授業の中身がレベルアップするということを理解してもらい、学校支援活動もやってきたことでコミュニティ・スクールが上手く回ってきたという流れである。小中学校併せ100校以上あるが、まだ12校程度なのであまり進んではないが、2年くらいじっくり準備し、手を上げてもらった学校に導入してきた。教育委員会が70万程度の支援金を出して「学力向上」という目標のために行ってきた。

玉置委員は何かコミュニティ・スクールのことでご質問などあるか。コーディネーターの方から部活動指導員についての相談など、体育協会に話しがあったりするのではないか。

(玉置)

体育協会への問い合わせは今のところあまりないが、今までサッカーをやっているが部活動指導員についての話はよく聞いている。部活動に行くのかクラブチームに行くのかという相談もあるので、現場レベルでの話しはある。専門の先生がいないので、専門ではないがその競技の担当をしなければならず、前向きに指導することが出来ていない現状などを聞く。そのような現状を解決するために、スポーツの分野で何か力になれないかと思うところがある。

(高井議長)

そういうニーズは齊藤委員もあるか。

(齊藤委員)

中学校の方で、専門外の部活を無理やり任されてしまっていたり、子供が小さく土日の部活動指導がどうしても難しいので、部活指導者を紹介してほしい、という声があった。

(高井議長)

今まで、社会教育委員で議論してきたことが反映された規則を作成していただき、現在、教育委員会で議論していただいているということなので、その様子を次回聞かせていただいて、コミュニティ・スクールについてまた考えることがあれば、事務局からご意見をいただければと思う。

私は、足立区で社会教育主事の立場で学校支援やコミュニティ・スクールを担当していた。コミュニティ・スクールの面白い部分として、都教委として各学校に公募が出来る。年1回23区と多摩地域で分かれて説明会を行う。23区は根岸小学校で行い、各教室に区ごとにブースを設置する。先生が各ブースを周るので、先生に対しプレゼンを行う。また、足立区は「こういう先生を求めています」というのを紙に書いて、都教委に提出して、それを集約して一冊にまとめて全部の小中学校へ配る。つまり、通常の異動希望と別にコミュニティ・スクール枠として別途希望を出すことが出来て、比較的意見が通りやすい。

(齊藤委員)

質問だが、清瀬市で来年度から六小でコミュニティ・スクールを立ち上げる予定で教育委員会に上程しているが、今の段階で勉強会などを行っているのか。どのように進んでいくのか興味があるので、話せる範囲で教えていただければと思う。

(菊地委員)

渋谷、板橋、などに視察に行って情報収集をしている。内々で、学校支援本部のコーディネーターとPTAの方々にコミュニティ・スクール化した段階でご協力いただく旨の了解をとっている。また、スーパーバイザーとして、特別支援でお世話になっていた学芸大学の増田先生にお願いしたいと考えており、コミュニティ・スクールの分野のスーパーバイザーとして学芸大学の浅見先生にお願いしたいと考えている。今後、ぜひ高井議長にご紹介していただきたいが、実際に実施している場を私と、副校長、学校支援本部のコーディネーターの方と見に行きたいと思っている。2月の頭には準備会を実施する予定で、3月からスタートできるような段取りで考えている。校内では、運営協議会で中心になる教員に向けては「このような方向性で進んでいきそうだよ」という話をしている。教育委員会には12月の頭に「予定」として説明しており、1月には一般教員に向けても説明を行う予定である。

(齊藤委員)

実際にコミュニティ・スクールとして動いていくのはいつ頃になるのか。

(菊地委員)

4月1日以降である。第1回の協議会を4月中に行いたいと考えている。

(高井議長)

校長が推薦して、教育委員会が任命するというシステムになっている。委嘱と任命はまた異なってくるもの。

毎会議でコミュニティ・スクールの進捗状況についてご報告いただければと思う。

ちなみに、清瀬市では生涯学習スポーツ課が担当することになるのか。

「生涯学習部門」が担当する自治体と「学校教育部門」が担当する自治体がある。私が住んでいる自治体では、学校教育の学務課が担当となっている。学校の先生には、学校教育系の部門がやった方が受け入れられやすい部分もあるが、実働するのは地域の方なので、社会教育・生涯学習の部門がやったほうが良いと私は思っている。

事務局の方でコミュニティ・スクールについて何かあるか。

(事務局)

所管は生涯学習スポーツ課だが、教育指導課と教育総務課と連携を取りながら規則も作成しているので、今後も連携しながらやっていこうと考えている。

(高井議長)

全課連携でやっていかないと学校は動きにくいと思うので、そのようにお願いできればと思う。

続いて、その他の部分で、令和4年成人記念式典について恩師のメッセージ映像と当日の運営についてご説明いただければと思う。

4 その他

報告

(報告1) 令和4年成人記念式典の映像上映及び当日の運営について

(事務局)

令和4年成人記念式典についても、例年通り社会育委員の皆様当日の運営のご協力をいただきたいと思っている。

当日の配置などを検討したので、お手元の資料を基に説明させていただきたい。新任の委員の方々もいらっしゃるので、簡単に成人記念式典の概要を説明する。

～概要説明～

今回、当日お越しいただける方がいらっしゃれば挙手をお願いしたい。

※4名の委員の方々から挙手をいただいた。

～当日の動きについて説明～

（報告2）12月11日都市社連協交流大会・社会教育委員研修会について

（西田委員）

府中市で開催され、1部が交流大会、2部が社会教育委員の研修会であった。各ブロックの報告で特色があったが、全てに共通していたのは「当事者意識」だと感じた。

コミュニティ・スクールにも通じると思うが、身近な出来事を自分事として捉えるということ。そういうことを大切にすることで、清瀬市でもコミュニティがたくさん増えて地域が元気になっていくと思っている。

第二部は太鼓の演奏を映像で鑑賞し、とても歴史があるのだと感じた。

（高井議長）

2年前のブロック研修会は清瀬市が幹事となって行った。11月に実施された第4ブロック研修会に参加してきた。対面の研修は久々であったが、様々な立場の方々とグループワークで交流することができた。新しい時代のコミュニケーションの在り方について講演していただいた。また、関東甲信越社会教育研究大会の東京大会にも参加してきた。コロナ禍で集まったのは東京の方々のみで、都外の方々はyoutube配信となった。齊藤委員と私で参加してきたので、齊藤委員から感想をお願いしたい。

（齊藤委員）

最初にアトラクションがあり、府中体操というものを皆で行った。次は、東京大学の牧野教授の講演を聞き、その後はトークセッションという流れであった。

その中で、印象に残ったのは、「社会教育委員って何だろう」という内容だった。提案する社会教育委員、行動する社会教育委員、調査・探求する社会教育委員、という言葉が印象に残っている。自身を振り返ってみる機会になった。

（高井委員）

社会教育委員の会議の回数なども自治体によってかなり異なるので、清瀬市らしいやり方を模索してもらえたらと思う。

5 閉会

次回 令和3年度第6回社会教育委員の会議 令和4年2月7日（月）午後3時から午後

4時30分 ※場所は、清瀬市役所2階市民協働ルーム予定。

以上